

資料1

## 令和3年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

## 公開プロセスの評価結果を踏まえた概算要求への反映状況

反映状況	事業数	反映額 (百万円)
廃止	0 (0)	0 0
縮減	1 (2)	▲ 35 (▲374)
執行等改善	3 (4)	0 (0)
年度内に改善を検討	1 (2)	0 (0)
予定通り終了	0 (0)	0 (0)
現状通り	0 (0)	0 (0)
合計	5 (8)	▲ 35 (▲374)

※ ( ) 書きは前回 (一昨年度) の数

公開プロセス結果の令和4年度予算概算要求への反映状況

(単位：百万円)

No.	事業名	事業概要	評価結果・とりまとめコメント	令和3年度 当初予算額 A	令和4年度 要求額 B	反映状況		
						反映額	反映内容	
①	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	求職障害者の障害の重度化・多様化が進み、より対応の困難な障害者に対する手厚い支援が求められている。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。	「事業全体の抜本的改善」 ・成果目標について、就職率のみならず、就職後の定着率など就業継続の評価ができるような目標を検討すべきである。受講者数も補足的な成果指標とすることも有効であると考え。 ・都道府県によって実績にバラツキがあるので、障害者訓練の地域ごとの現状把握・分析を十分に行うべきである。都道府県だけでなく市町村や関係支援機関間の意思疎通を十分に図り、障害者の就労に関するニーズを国が吸い上げ、障害者の真の自立に向けて必要な訓練を検討すべきである。例えば、企業での現場実習機会の付与、委託費の水準の見直し、訓練期間の柔軟化、ソフトウェアの更新費の補助などを検討するべきである。	1,757	1,634	-	執行等改善	・令和4年度要求において、障害者の自立に向けて、企業での職場実習機会の付与、委託費の水準の見直し、訓練期間の柔軟化など、就職実現により有効な訓練内容の充実を図る。 事業実施に際しては、 ・就業継続の評価ができるような目標について、どのような項目や手法が考えられるか、その課題も含めて検討を行う。 ・障害者委託訓練の地域ごとの実績について、民間企業の障害者雇用状況など複合的な要因も含めて把握・分析し、改善に取り組む。
②	精神障害者保健福祉対策（うち依存症対策総合支援事業費）	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム依存症への対策として、都道府県・指定都市において、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、市町村、民間団体・回復施設、保護観察所等が相互に有効かつ緊密に連携し、地域のニーズに総合的に対応するため、専門医療機関及び治療拠点機関の選定や相談拠点機関（依存症相談員の配置）の設置などを行う。 併せて依存症の医療・相談の拠点整備や人材育成を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築を図り、地域の支援体制の整備を行っている。	「事業全体の抜本的改善」 ・依存症が疑われる者がより円滑に支援に結びつく環境づくりを進めていくために、成果目標として、相談件数の増だけでなく、見直し案として提案のあった新規の受診者数を追加すべきである。 このほか、活動指標として、地域支援計画の策定状況など、取組の質的な面の指標も有効であると考え。 ・相談者がどのような状況に置かれているのかなど全体像の把握が重要である。治療に入った後も行政、医療機関、民間支援団体間で連携を図ることが重要であると考え。より効果的な事業の実施方法について、効果をあげている自治体の取組を分析した上で、その分析結果を踏まえて横展開を図るべきである。 ・依存症にかかる情報発信が重要である。普及啓発をより積極的に行うとともに、相談手段の多様化を図るなどにより、依存症にかかる相談のハードルを下げ、相談者を増やす取組を行うことが重要である。	2,650の内数	3,161の内数	-	執行等改善	・依存症対策総合支援事業と他の依存症対策関連事業との連携を明確にするために、本事業と既存の3事業を合わせて「依存症対策総合支援事業（仮称）」とした。 ・新規の受診者数については、全国拠点機関設置運営事業において専門医療機関における数値を把握することとする。また、行政、医療機関、民間支援団体間における好事例について、同事業内で行う依存症専門医療機関・相談拠点等合同全国会議において横展開を行う。 ・依存症に関する誤解・偏見を是正し、依存症にかかる相談のハードルを下げ、相談者を増やすため、引き続き普及啓発を行う。
③	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）	ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げること、正規雇用を中心とした就業につなげていき、ひとり親家庭の中長期的な自立を促進するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。 ・受講修了時給付金：受講費用の4割（上限10万円） ・合格時給付金：受講費用の2割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）	「事業全体の抜本的改善」 ・本事業の効果の把握をきちんと行うべきである。また、本事業を利用しようとするひとり親家庭がどのような状況に置かれているかなど実態把握を行うとともに、利用者のニーズや自治体の意見を踏まえ、本事業の在り方について検討を行うべきである。 ・ひとり親やその子どもの就業・進学を高めるためには、本事業だけではなく親やその子どもを総合的に支援することが必要不可欠である。その認識のもと、関連する他の施策と連携して効果を高めていくことを検討すべきである。 ・本事業は使い勝手が悪いために利用を断念するケースが見られる。申請手続きの簡素化、事後支給の見直し、複数回利用、子どもが利用する場合の年齢要件の緩和など、使い勝手がよくなるような改善を図るべきである。	15,795の内数	16,441の内数	-	執行等改善	・支給の上限額の引き上げ（15万円→40万円）。 ・支払い方法の見直し（講座の受講修了時に4割、合格時に2割支給→講座の受講開始時に5割、受講修了時に3割、合格時に2割支給）。 ・今年度、事業内容の検証と事業効果の把握を行うための調査研究を実施予定。 ・関連する他の施策と連携して効果を高めていくため、フンストップで寄り添い型支援が行えるよう相談支援体制の強化を実施することを検討。 ・申請手続きの簡素化等について要綱の見直しを検討。
④	介護サービス情報の公表制度支援事業	利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して、適切に選択するための情報を、インターネット等を通じて公表する事業について、国において必要なシステム整備等を行うとともに、公表に必要な経費について、都道府県に対して補助を行う。  (1) 介護サービス情報の公表制度支援事業 【実施方法】補助（介護保険事業費補助金） 【実施主体】都道府県及び指定都市 【負担割合】国1/2、都道府県又は指定都市1/2  (2) 介護サービス情報公表システム等整備事業 【実施主体】国（民間へ委託）	「事業内容の一部改善」 ・公表項目について、新たに行う調査研究事業を踏まえ、利用者等のニーズに適したものが設定されているか検証を行うべきである。 ・介護サービス情報の公表制度が、利用者による事業者の適切な評価・選択に資するものであることに鑑み、全ての自治体において適切に情報の更新が行われるような方策を検討すべきである。 ・利用者による事業者の適切な評価・選択により積極的に活用されるようにするため、介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータに掲載されているデータのより一層の充実を検討すべきである。 ・指標としては、複数の事業所を比較するページへのアクセス数や事業所概要へのアクセス数、利用者アンケートを活用した「満足度」なども有用ではないか。	152	90	-	年度内に改善を検討	・情報公表制度がより利用者等の選択を支援するものとなり、その活用が進むことを目指して、令和3年度において利用者等のニーズ調査等を行う。 ・自治体による公表内容の調査を促進するため、介護サービス情報の公表制度支援事業の執行にあたって、調査事務が適切に行われる計画となっているか等の確認を行い、補助額を決定する等の工夫を行う。 ・オープンデータについて活用された場合は、活用事例を報告するスキームを新たに構築して情報収集を図っている。オープンデータに関するニーズは、アンケートで引き続き把握していく。 ・事業目的の達成状況をより適切に計ることができる成果目標（アウトカム）として、本事業の目的（介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切な選択を可能とする）を定量的に評価することができるよう「事業所情報の比較結果を表示した件数」を設定する。
⑤	療養病床転換助成に必要な経費	都道府県は、療養病床の転換を支援するため、医療療養病床を有する医療機関等から介護保険施設等への転換が進むよう、転換に必要な整備費用の一部を助成するとともに、国は都道府県に対し、負担割合に応じて交付金の交付を行っている。（補助率 10/27）	「事業全体の抜本的改善」 ・執行率が低い現状を踏まえ、本事業の利用ニーズを精査し、そのニーズに見合った予算額となるよう見直すべきである。 ・本事業は療養病床について、医療の必要度に応じた機能分化を推進し、患者の状態に即した医療・介護の機能分担を促進することを目的として実施するものであるが、今後も病床転換を進めるのであれば、更なる政策的インセンティブを付与することも含め、これまでの発想を変えるような大胆な方策を検討するべきである。 ・本事業を行う前提として、医療療養病床に係る医療機関や患者のニーズの現状を把握・分析すべきである。その上で、政策として今後も病床転換を進めるのかどうかの方針を定めるべきである。	232	197	▲35	縮減	・執行率が低い状況を踏まえ、転換病床見込み数を見直し、要求額を削減した。 ・地域医療構想により、一般病床及び療養病床について、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの病床機能について、それぞれの地域の医療需要と病床の必要量を推計し、医療機関の機能分化・連携を進め、質の高い医療を効率的に提供できる体制の構築を進めている。その中で、医療療養病床を含めた慢性期機能を担う病床については、2025年の病床の必要量に対して過剰となっており、地域の実情を踏まえつつ、転換等に関する検討を行う必要がある。こうした取組を進めるため、財政支援等を行っており、今後も必要な対策を検討していく。 ・医療療養病床について、医療ニーズを適切に把握していく。